

子ども・子育て支援新制度

<令和元年10月～ 就学前の子どもの教育・保育>

子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景に、安心して子育てできる環境づくりを進めるために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律とその他関係する法律に基づき、幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。さらに令和元年10月からは、新たな給付制度の創設とともに3～5歳の「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

パンフレットに出てくる用語解説



「保育を必要とする事由」とは

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の方の疾病、障害など
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること

- ◎ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ◎ 保育の量的拡大・確保
- ◎ 地域の子ども・子育て支援の充実

これらの課題に対して様々な取組をすすめていきます。

小田原市

令和元年7月1日作成

1. 教育・保育の利用にあたり、2つの給付制度ができました



公立幼稚園は、新制度の対象施設に移行しましたので、新制度の仕組みの中で運営が行われます。
 私立幼稚園については、新制度に移行するか、従来の制度のまま継続するか、それぞれの園が決定します。
 市内の私立幼稚園10園のうち、平成28年度から御濠端幼稚園、平成29年度からは花園幼稚園が新制度に移行しています。（令和元年10月時点）

令和元年10月からの新制度では、利用する施設やサービスによって、受けることのできる給付が2つに分かれます。
 給付を受けるためには、それぞれの給付の区分で認定を受ける必要があります。

給付	施設・サービス	特色	教育・保育の対象年齢	保育時間	給付対象	給付認定	無償化について
子どものための保育給付	幼稚園（新制度移行園）	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う	3～5歳 ※公立は4～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施	基本的な教育・保育に係る費用	1号認定	3～5歳児クラスの月額保育料について全額無償
	認可保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う施設	0～5歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施		2号・3号認定 （保育の必要性あり）	0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもの月額保育料について全額無償
	認定こども園（幼稚部）	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設	3～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施		1号認定	
	認定こども園（保育部）		0～5歳	夕方までの保育		2号・3号認定 （保育の必要性あり）	
	小規模保育事業	就労などで保育が必要な場合に、定員6～19人の少人数で、きめ細かな保育を実施	0～2歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施			
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（新制度未移行園）	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う	3～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施	基本教育課程の時間の利用料	1号認定 2号認定 3号認定	月額2.57万円を上限に無償
	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の預かり保育	基本的な教育課程の時間の前後で家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて一時的に預かり、必要な保育を実施	3～5歳	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の基本教育時間の前後に行っている預かりのサービス	預かり保育の利用料	2号認定 （保育の必要性あり・3～5歳児）	次の金額を上限に利用量に応じて無償 2号認定…月額1.13万円 3号認定…月額1.63万円
	認可外保育施設（県に届出をしているもの）※企業主導型保育を除く。	県の認可は受けていないが、届出をしている保育施設	施設毎に設定	各施設で設定する時間の保育を実施 施設によっては、月極利用のほか一時的な利用も可能	施設・サービスの利用料	3号認定 （保育の必要性あり・0～2歳児の住民税非課税世帯のみ）	次の金額を上限に無償 2号認定…月額3.7万円 3号認定…月額4.2万円 ※企業主導型保育は標準的な利用料が無償化される予定（3～5歳）
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を実施	0歳～小学校6年生 ※無償化は就学前まで	午前6時から午後10時までの時間帯で援助が必要な時間			
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて保育所などで一時的に預かり、必要な保育を実施	施設毎に設定	各施設で設定する時間の保育を実施			
	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施	0～5歳	夕方までの保育			
	特別支援学校（幼稚部）	※詳細は、市にお問い合わせください。					

子育てのための施設等利用給付の対象施設について、給付認定を受けていなくても、利用自体はできます。
 （施設との直接契約）
 ※無償化のためには給付認定が必要

※ 実際に教育保育を行う対象年齢は、施設・事業者により異なります。
 ※ 新制度では「地域型保育」という事業形態があり、小規模保育事業以外に、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がありますが、本市での実施は未定です。
 ※ 「子育てのための施設等利用給付」は、最終的に市で対象施設として「確認」が完了したものが対象になります。

2 子どものための教育・保育給付の認定について

新制度では、幼稚園、保育所などの利用にあたり「必要性の認定制度」が導入されました。幼稚園（新制度移行園）、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業など）の利用を希望される保護者の方は、就労状況やニーズに応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受けていただき、それに応じて施設・事業を利用していただきます。

なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
利用にあたっては、特に要件などはありません。

- 【主な利用先】 幼稚園（新制度移行園）、認定こども園（幼稚部）



◆2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（表紙参照）」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

- 【主な利用先】 保育所、認定こども園（保育部）



◆3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（表紙参照）」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

- 【主な利用先】 保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業等

(2) 保育の必要量に応じた区分

3つの認定区分のうち、2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長11時間。

「保育短時間」利用

主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間はおおむね最長8時間。

3 子どものための教育・保育給付 保育料について (令和元年10月～)

子どものための教育・保育給付の対象となる施設の利用にあたっての保育料は家庭の所得状況に応じて、決定されます。また、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。)

令和元年10月から、子どものための教育・保育給付の1号認定の利用と、2号認定(3歳児クラス以上)の利用の保育料が無償になります。(実費として徴収されている費用(通園送迎費、給食食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。)

子どものための教育・保育給付 3号認定の保育料(ひとり親等以外の世帯)

(保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等を利用する場合)

階層区分		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	非課税世帯	0円	0円
	均等割の額のみ	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)
C2	10,000円未満	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)
C3	10,000円以上 48,600円未満	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)
C4	48,600円以上 57,300円未満	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)
C5	57,300円以上 67,500円未満	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)
C6	67,500円以上 77,700円未満	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)
C7	77,700円以上 87,900円未満	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)
C8	87,900円以上 97,000円未満	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9	97,000円以上 123,300円未満	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)
C10	123,300円以上 148,500円未満	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)
C11	148,500円以上 169,000円未満	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)
C12	169,000円以上 224,400円未満	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)
C13	224,400円以上 266,200円未満	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)
C14	266,200円以上 301,000円未満	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)
C15	301,000円以上 349,000円未満	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)
C16	349,000円以上 397,000円未満	60,000円 (30,000)	59,000円 (29,500)
C17	397,000円以上	64,000円 (32,000)	62,900円 (31,400)

①年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

②【C1～C5 階層(所得割が57,700円未満の世帯に限る。)】 保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上の金額、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は0円

③【C5～C17 階層(所得割が57,700円以上の世帯)】 同一世帯に、「対象施設(※)」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は上の金額、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は0円

※【対象施設】 ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚部
・児童心理治療施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援

子どものための教育・保育給付 3号認定の保育料（ひとり親等世帯）

（保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等を利用する場合）

階層区分		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2	10,000円未満	5,700円	5,600円
C3	10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4	48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5	57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6	67,500円以上 77,101円未満まで	9,000円	9,000円
C6～ C17	77,101円以上	ひとり親等以外の世帯のC6～C17階層と同様に算定	

- ①年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- ②【C1～C6 階層（所得割が 77,101 円未満の世帯に限る。）】 保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から上の金額、2人目以降は0円
- ③婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しては、寡婦（夫）控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

●ひとり親等世帯とは次の世帯です。

- ・ひとり親世帯（寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。）
- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金の障害基礎年金等の受給者

給食費について

施設で提供する給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者のみなさまのご負担となります。2号認定の場合、いままでは基本保育料（月額保育料）の中に副食費が含まれていた形になりますが、これからは実費負担として施設の設定した金額を直接施設にお支払いいただくようになります。



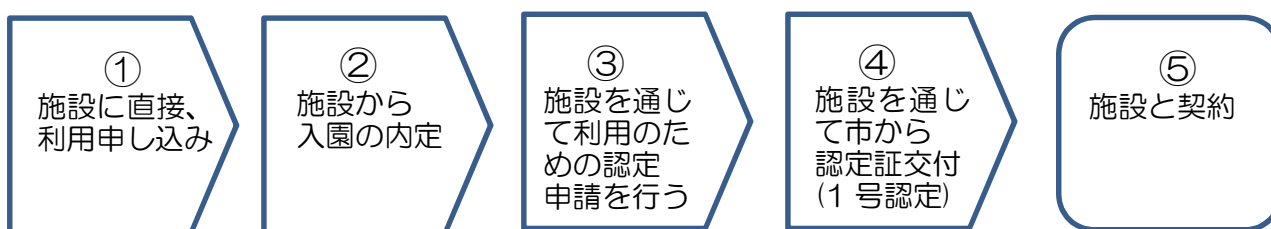
4 子どものための教育・保育給付の対象となる施設を利用する流れ

幼稚園、保育所等を利用するには、おおむね次のような流れにより手続きをしていただきます。

○ 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分を利用希望の場合

幼稚園、認定こども園（幼稚部）を利用希望の場合は、施設に申込をしていただきます。1号認定を受けていただく必要がありますが、入所内定後に園で取りまとめて、市に申請をしますので、認定申請書は園に提出していただくことになります。認定証の交付後、最終的に園との契約となります。

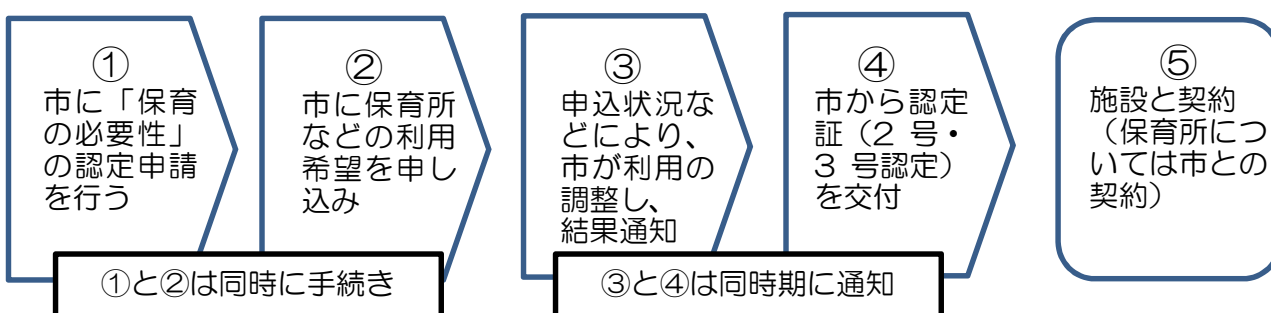
公立幼稚園では、入所申込書と同時に1号認定申請書を提出していただき、入所申し込みと認定の申請を同時に行い、手続きを簡略化しています。



預かり保育の利用や、新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きについては、10～11ページをご覧ください。

○ 保育所や認定こども園の保育所部分、小規模保育事業を利用希望の場合

保育所や認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育事業など）を利用希望の場合は、市に申込をしていただきます。認定の申請は、申込と同時に行っていただきますので、事前の手続きは必要ありません。入所選考の結果通知と同時期に認定証をお送りします。その後、施設との面談等を行って、最終的に入所が決定します。認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育事業など）については、施設と直接契約、保育所は従来どおり市との契約となります。



5 子育てのための施設等利用給付について

令和元年10月から、新しく「子育てのための施設等利用給付」という、子どものための教育・保育給付の対象となる部分以外の保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が新たに創設されます。

なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定

お子さんが満3歳以上で、新制度に移行していない幼稚園での教育を受けている場合給付にあたっては、特に要件などはありません。

- [主な利用先] 幼稚園（新制度未移行園）



◆2号認定

お子さんが満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもで、「保育を必要とする事由（表紙参照）」に該当する場合

- [主な利用先] 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

◆3号認定

お子さんが満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで、「保育を必要とする事由（表紙参照）」に該当し、住民税非課税世帯である場合

- [主な利用先] 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

※次の施設に入所中の子どもは、子育てのための施設等利用給付の認定は受けられません。

- ①保育所
- ②認定こども園（保育部）
- ③地域型保育（小規模保育事業など）
- ④企業主導型保育



(2) 給付の内容

①新制度に移行していない幼稚園の基本教育課程に対する月額利用料	
対象認定区分	1号認定、2号認定、3号認定
給付上限額	月額 25,700 円まで
給付の方法 (代理受領)	保護者が受ける給付を幼稚園が代わりに受け取ります。 月額保育料が 25,700 円以下の幼稚園は毎月の支払いがなくなります。 月額保育料が 25,701 円以上の幼稚園は、超過した部分の金額を毎月幼稚園に支払います。

②幼稚園や認定こども園（幼稚部）で実施する預かり保育の利用料	
対象認定区分	2号認定、3号認定
給付上限額	2号認定は月額 11,300 円まで 3号認定は 16,300 円まで
給付額計算	「支給限度給付額（預かり利用日数×日額単価450円）」と「施設に実際に支払った金額」を比較して低い方を給付額とする。
給付の方法 (償還払い)	施設から請求された料金を施設に支払い、市に対して給付の請求をします。

③その他サービス（認可外保育施設等）の利用料	
対象認定区分	2号認定、3号認定
給付条件	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の入所児童が併用する場合、入所している施設が「基本の教育時間を含む平日の預かりの提供時間が8時間未満」「開所日数が年間200日未満」のいずれかに該当していること。
給付上限額	2号認定は月額 37,000 円まで 3号認定は 42,000 円まで ※幼稚園・認定こども園（幼稚部）の入所児童が併用する場合、預かり保育の利用料と合わせて、2号認定は月額 11,300 円まで、3号認定は 16,300 円まで
給付の方法 (償還払い)	施設から請求された料金を施設に支払い、市に対して給付の請求をします。

※特別支援学校（幼稚部）の利用については個別に市にお問い合わせください。

(3) 子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ

区分		入所・ 利用申込	給付の 認定申請	給付の 請求申請
幼稚園 (新制度未移行)	基本利用料	施設に 直接	在園施設経由 で市に認定申請	なし
	預かり保育 その他サービス併用			在園施設経由 で市に請求申請
幼稚園(新制度移行園) 認定こども園(幼稚部)	預かり保育 その他サービス併用		市に直接申請	市に直接申請
その他サービスの利用				
特別支援学校(幼稚部)		※市にお問い合わせください。		

※子育てのための施設等利用給付の2号認定・3号認定を希望する方で、現在、保育所・認定こども園(保育部)、地域型保育の入所申込中で「子どものための教育・保育給付」の2号認定・3号認定がすでにされている子どもについては、申請手続きが不要になる場合がありますので、詳細は市にお問い合わせください。

お問い合わせ先



◆小田原市 保育課 保育係

電話 0465-33-1451

Eメール hoiku@city.odawara.kanagawa.jp